

「ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進に関する調査・研究業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年） 4 月 11 日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室
電話（011） 211-2361

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進に関する調査・研究業務

(2) 業務内容

本市では、令和 4 年 10 月に策定した最上位計画である「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、まちづくりの重要概念の一つに「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながること。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を意味する「ユニバーサル（共生）」を位置付けており、共生社会の実現に向けた様々な取組を実施している。

その一環として、多様なユニバーサル関係施策の全体像を把握し、施策間の連携を進めていくこと等を目的に、令和 6 年 6 月には「ユニバーサル展開プログラム」を策定したところであり、関係施策の展開方針の一つに、「文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）」を指す、「ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の考え方を取り入れた施策の推進」を掲げたところ。

本市としては、今後は当該方針に基づき、UD の考え方を各施策や事業に取り入れ、市民や事業者といった多様な主体と共に、UD を踏まえたまちづくりを進めていきたいと考えている。

当該まちづくりを今後更に進めていくに当たっては、多様な主体が UD を正しく理解し、認識した上で、社会のあらゆる場面において UD を取り入れた製品やサービスを提供・利用していくことや、UD を取り入れた施設等の整備などを進めていくことが求められる。

札幌市が令和 5 年度に行ったオンラインアンケート調査の結果によると、ユニバーサルデザインの認知度は、68.3%であり、まずは UD の更なる認知度向上に向けた取組を積極的に実施していく必要がある。

加えて、UD はこれまで、障がいのある方及び高齢者を主な対象として浸透してきた経緯がある中で、本来の対象は「誰もが」であり、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等の様々な違いを有する方を始め、時には旅行者等にも対応するものとなることから、自治体の施策分野としては非常に幅広く、体系整理が難解である。また、市職員及

び事業者と意見交換する中で、「UDの範囲が分かりづらく、具体的に何をしたいのか分からない」「誰もが対象といっても特定の属性の方を想定しないと取り組みにくい」等の声が寄せられており、市民・事業者はもちろん、率先して取組を進めるべき市役所内部におけるUDについての理解や推進にも課題がある状況。

これらの課題・状況等を踏まえると、今後のUDの推進に当たっては、庁内外に向けて戦略的かつ効果的に取組を進めていく必要があり、その手法について特段の工夫が必要になるものと考えられる。

そこで、本業務では、UDを踏まえたまちづくりの推進に向けた検討の基礎資料とするため、他自治体の様々な優良事例の把握・分析を行い、本市における必要な方向性、取組、仕組み等に関する調査・研究を実施するものである。詳細は、「仕様書」による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

4 企画書等の提出方法等

- (1) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (2) 提出期間
令和7年4月14日（月）～令和7年5月15日（木）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は8時45分から17時15分までとする。
- (3) 提出先
上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和7年4月14日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）
提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 以下の場合には、企画競争実施委員会において審査の上、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、企画競争実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画書等は返却しない。

(4) 提出された企画書等の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画書等の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。